

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年8月6日
【会社名】	オンキヨー株式会社
【英訳名】	ONKYO CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大拙 宗徳
【本店の所在の場所】	大阪府東大阪市川俣1丁目1番41号
【電話番号】	06(6747)9170
【事務連絡者氏名】	取締役 林 亨
【最寄りの連絡場所】	大阪府東大阪市川俣1丁目1番41号
【電話番号】	06(6747)9170
【事務連絡者氏名】	取締役 林 亨
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 577,300,000円（予定） （注）上記金額は、本有価証券届出書提出日現在における見込額です。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2020年8月6日に臨時報告書を提出したことに伴い、2020年7月31日に提出した有価証券届出書の記載事項のうち、「第三部 追完情報」に当該臨時報告書の内容を追加するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

第三部 追完情報

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示しています。

## 第三部【追完情報】

（訂正前）

### 1．事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第9期、提出日2019年6月26日）及び四半期報告書（第10期第3四半期、提出日2020年2月14日）（以下「有価証券報告書等」といいます。）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（2020年7月31日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、以下のとおり、変更及び追加すべき事項が生じております。当該変更及び追加箇所については、\_\_\_\_\_ 罫で示しております。

なお、有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、下記の「事業等のリスク」に記載されたものを除き、当該事項については本有価証券届出書提出日（2020年7月31日）現在においてもその判断に変更なく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

（中略）

### 2．臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に記載の第9期有価証券報告書の提出日（2019年6月26日）以降、本有価証券届出書提出日（2020年7月31日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

（後略）

（訂正後）

## 1．事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第9期、提出日2019年6月26日）及び四半期報告書（第10期第3四半期、提出日2020年2月14日）（以下「有価証券報告書等」といいます。）の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2020年8月6日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、以下のとおり、変更及び追加すべき事項が生じております。当該変更及び追加箇所については、       罰で示しております。

なお、有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、下記の「事業等のリスク」に記載されたものを除き、当該事項については本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2020年8月6日）現在においてもその判断に変更なく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

（中略）

## 2．臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に記載の第9期有価証券報告書の提出日（2019年6月26日）以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2020年8月6日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

（中略）

（2020年8月6日提出の臨時報告書）

### 1．提出理由

当社の海外連結子会社であるPioneer & Onkyo Europe GmbH（以下「POE」といいます。）は、Tholen e.K.（以下「Tholen」といいます。）より、ドイツにおいて訴訟（以下「本件訴訟」といいます。）の提起を受けましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第14号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

なお、本臨時報告書は、当社が2020年8月4日に本件訴訟の内容を把握し、現地への状況確認を経て、2020年8月6日に提出するに至ったものです。

### 2．報告内容

#### (1) 当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名

名称                  : Pioneer & Onkyo Europe GmbH  
住所                  : Gutenbergstraße3, D-82178 Puchheim, Germany  
代表者の氏名: Managing Director Michael Maurits Gregor van Velzen

#### (2) 訴訟の提起があった裁判所及び年月日

裁判所          : ドイツ エッセン地方裁判所  
訴訟提起日: 2020年6月5日（ドイツ現地時間）

#### (3) 当該訴訟を提起した者の名称、住所及び代表者の氏名

名称                  : Tholen e.K.  
住所                  : Im Loewenthal 60 45239 Essen, Germany  
代表者の氏名: Stefan Tholen

#### (4) 当該訴訟の内容及び請求金額

当社の海外連結子会社であるPOEは、2018年10月にAqipa GmbHへその事業を譲渡する（以下「本事業譲渡」といいます。）まで、欧州地域における当社製品の販売事業を行っていましたが、本事業譲渡前の営業代行業者であるTholenから、本事業譲渡前の手数料等として、総額約113千ユーロ（約14百万円）の支払を求めて訴訟を提起されました。

Tholenの主張する支払については、POEとして合意したものではありませんため、当社といたしましては、Tholenの主張は理由のないものとして争っていく予定です。

#### (5) 今後の対応

当社は、POEの代理人としてドイツの法律事務所にも所属する弁護士を代理人に選定し、対応してまいります。なお、本件訴訟による当社連結業績への影響は、現時点では不明です。

（後略）